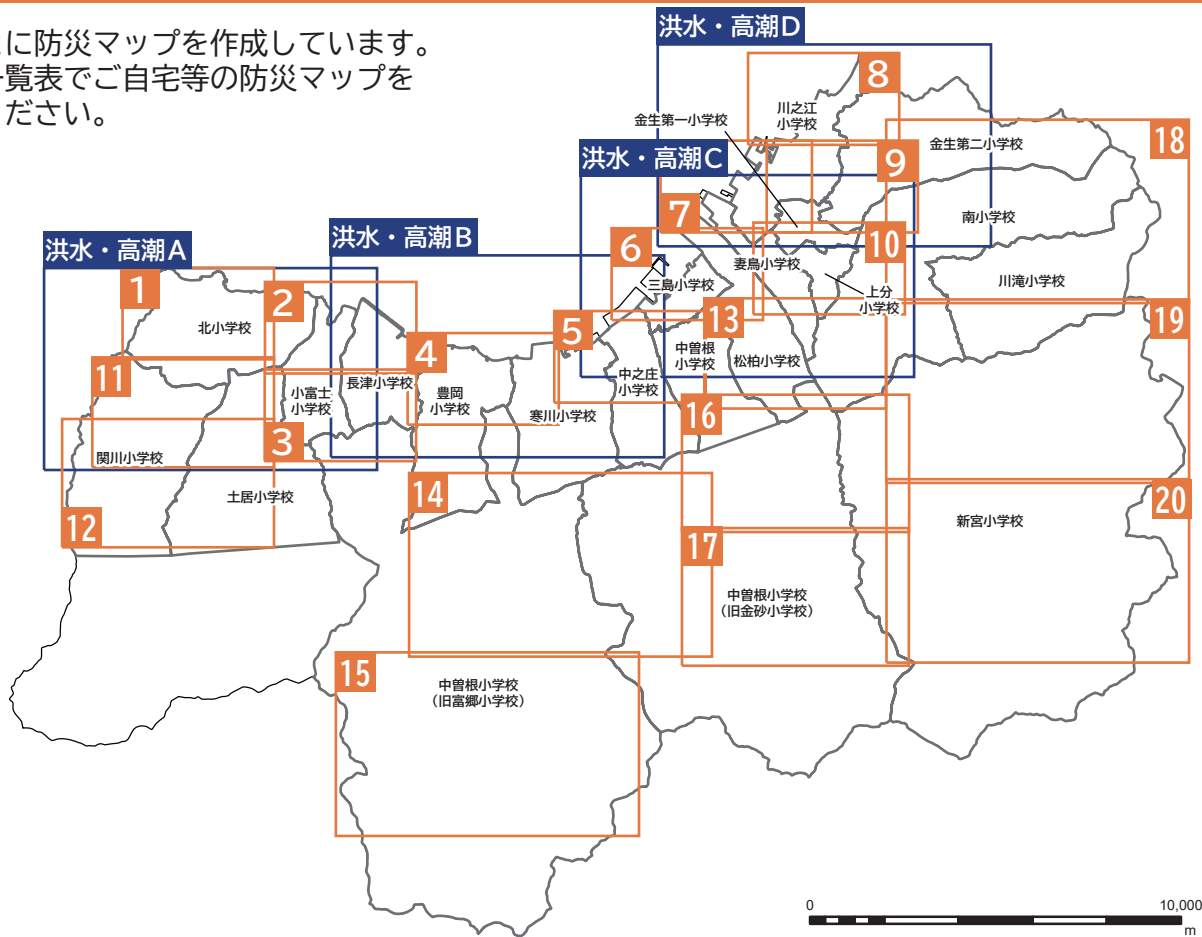


防災マップ（地図面）の見方

索引図

区画ごとに防災マップを作成しています。
図面や一覧表でご自宅等の防災マップを
ご確認ください。



※ 1 ～ 20 は津波災害警戒区域と土砂災害警戒区域、ため池浸水想定区域等、A ～ Dは洪水浸水想定区域と高潮浸水想定区域等のハザードを表示をしています。

小学校区ごとの区画番号一覧

小学校区	区画番号		小学校区	区画番号	
	防災マップ（津波・土砂災害・ため池等）	洪水・高潮等		防災マップ（津波・土砂災害・ため池等）	洪水・高潮等
川之江小学校	6・7・8・9・10	C・D	中曽根小学校 (旧富郷小学校)	3・4・14・15	A・B
金生第一小学校	7・9・10	C・D	中之庄小学校	5・6・16	B・C
金生第二小学校	8・9・10・18	C・D	寒川小学校	4・5・14	B・C
上分小学校	10・13	C・D	豊岡小学校	3・4・14	B
南小学校	9・10・13・16・18・19	C・D	新宮小学校	13・16・17・18・19・20	C
川滝小学校	18・19		長津小学校	2・3・4	A・B
妻鳥小学校	6・7・9・10・13	C・D	小富士小学校	2・3	A・B
松柏小学校	6・7・10・13・16	C・D	北小学校	1・2・11	A
三島小学校	5・6・13	B・C	土居小学校	2・3・11・12	A
中曽根小学校	5・6・13・16	B・C	関川小学校	1・11・12	A
中曽根小学校 (旧金砂小学校)	13・14・15・16・17・20				

防災マップに記載されている災害について

【津波災害警戒区域】（津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項）

津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、愛媛県知事が指定した区域です。

【土砂災害（特別）警戒区域】（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行う区域として、愛媛県知事が指定した区域です。

【地すべり防止区域】（地すべり等防止法）

地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域です。

【急傾斜地崩壊危険区域】（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に被害のおそれのある区域や一定の行為を制限する必要がある土地について、愛媛県知事が指定した区域です。

【大規模盛土造成地】

谷や沢、傾斜地を大規模に埋め立てた造成地（大規模造成地）は、地震時に盛土が動いたり、崩れたりするおそれがあることから、国が示したガイドラインに基づき、概ねの位置と規模を示したものです。

【ため池の決壊による浸水想定区域】（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）

ため池が決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池において、日頃からの災害に対する意識啓発や速やかな避難への備えのため、市において浸水想定区域等の想定を行ったものです。なお、市のホームページで浸水深や浸水開始時間等を公表しています。



ため池
ハザードマップ

【洪水浸水想定区域】

水位周知河川に指定されている金生川・関川にて、想定し得る最大規模の降雨（年超過確率 1/1000 程度）による氾濫が発生した場合の浸水区域を示しています。なお、市のホームページで浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域等を公表しています。



金生川・関川洪水
ハザードマップ

【高潮浸水想定区域】（水防法第 14 条の 3 第 1 項）

愛媛県知事が指定した高潮浸水想定区域を示しています。本マップでは想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水区域と浸水深を示しています。なお、愛媛県からは、浸水継続時間も公表されています。



愛媛県
高潮浸水想定区域